

東南アジア・オセアニア地域

税務ニュース 2024年11月号

November 2024 | Volume 38



目次

1. 今月のハイライト	p.1	
2. 各国税務ニュース(2024年10月31時点)	p.1-4	
インドネシア	タイ	ベトナム
マレーシア	シンガポール	オーストラリア
3. セミナー情報	p.4	
4. 各国問い合わせ先	p.5	

今月のハイライト

- マレーシア政府は2024年10月18日に2025年度税制改正案を公表しました。この改正案には個人株主における配当課税の導入、グローバルミニマム課税の導入に向けた戦略的な投資に対する税額控除の導入の検討、炭素税の導入等が盛り込まれています。
- マレーシアにおいて2024年10月8日、2024年度税制改正案で提示されていた企業グループ内再編に伴う株式譲渡で生じたキャピタルゲインに対する免税に関する政令が施行されました。
- シンガポール内国歳入庁は2024年10月4日に第2の柱(Pillar2)に関するGloBEセーフハーバーラルおよび経過措置に関する補助法案を公表し、2024年10月4日から10月18日にかけてパブリックコンサルテーションを行い、これらの法案に関する意見を募集しました。

各国税務ニュース(2024年10月31日時点)

インドネシア

16桁の納税者番号、BEPS実施に係るMLIの批准

2024年9月1日、インドネシア財務大臣は、個人、法人、政府機関に対する16桁の納税者番号の正式施行に係るPMK-136を発行しました。

インドネシアは、2017年にMLIに署名し、2019年にPR-77を発行して批准しました。2024年6月13日、大統領はPR-77を改正し、インドネシアの更新版MLI暫定リスト「租税条約に関する留保及び通告」を批准するため、PR-63を発行しました。

スサンタラにおける優遇措置、農業・畜産業・水産業の発展・拡大のための種子・苗の輸入に対する輸入関税免除

新首都「スサンタラ」における税制・関税における優遇措置を規定したGR-12が2023年3月6日、GR-12の実施ガイダンスとしてPMK-28が2024年5月16日に発行されました。2024年8月12日、政府はGR-12を改正し、GR-29を発行しました。

2024年7月4日、インドネシア財務大臣は、農業、畜産業、水産業の発展および拡大のための種子(bibit)および苗(benih)の輸入に対する輸入関税の免除を規定する規則PMK-41を発行しました。

タイ



デジタル資産市場を活性化するための税制優遇措置を導入

2024年9月24日、タイ政府は、デジタルトークンや暗号通貨への投資と利用を奨励するための勅令を公布致しました。これらの勅令は暗号通貨およびユーティリティトークンの取引に対するVATの免除と、投資用デジタルトークンの所有により得られる利益分配または利益に対する個人所得税の免除について定めたものとなります。

ベトナム



広告宣伝活動に関する届出の簡素化

2024年10月10日、政府は、従来の政令81/2018/NĐ-CPを大幅に改正した政令128/2024/NĐ-CPを発表しました。政令81号において、8つの広告宣伝活動のうち7つについては、一定の例外を除き、商工局(DOIT)に届出が必要とされていますが、政令128号において、5つの活動についてはDOITへの届出を廃止し、要件を緩和しました。

マレーシア



2025年度税制改正案の公表

マレーシアの2025年度税制改正案が政府より公表されました。主な項目は以下の通りとなります。詳細およびその他の主な改正事項は、[こちら](#)をご覧ください。

- 個人株主が受け取る年間RM100,000超の配当所得に、2%の配当課税が適用されます(2025課税年度より適用の予定)。
- 2025年からのグローバルミニマム課税の導入に向け、政府は、戦略的な投資に対する税額控除(Strategic Investment Tax Credit)導入を検討するとしました。OECDの適格還付可能税額控除(Qualified Refundable Tax Credit)に該当する仕組みが導入されるものと見込まれます。
- 政府は、2026年までに炭素税を新たに導入する方針を示しました。

10月のマレーシア税制アップデート

企業グループ内再編に伴う株式譲渡に係るキャピタルゲインの免税

2024年度税制改正案で提示されていた企業グループ内再編に伴う株式譲渡の場合におけるキャピタルゲインの免税について、政令が施行されました。同政令では、免税の適用要件として、株式を取得者がする会社がマレーシア居住者であることや、譲渡対価の75%以上が取得者の株式であることなどが挙げられており、実務上、免税を適用できる場面は、かなり限定期になると考えられます。

シンガポール

ファンド優遇税制に関する通達の発行



シンガポール通貨金融庁(MAS)は、2024年10月1日にファンド優遇税制に関する通達を発行しました。この通達によりSection 13D、13O、13Uの優遇税制の延長および改正の詳細、ならびにリミテッドパートナーシップファンドに対する新規優遇税制であるSection 13OAの詳細が公表されました。主な内容は下記の通りです。

- Section 13D、13O、13Uによる免税措置の延長およびGST、源泉税の免除期間の延長(2029年12月31日まで)
- Section 13Oおよび13Uの適用に関する受託資産残高(AUM)、最低地域事業支出(LBS)の更新他
- Section 13OAによる免税措置の導入(2025年1月1日以降)
- ニュースレター10月号掲載の「第2の柱(Pillar2)に関する法令およびITAの改正法令の公布」に記載した内容に加え、下記の内容が明らかになっています還付可能投資税額控除(RIC):税額控除は法人税に加え、Pillar2におけるDTTおよびMTTにも適用
- トン数標準税制:適用期間、Green Ship(脱炭素に関する一定の要件を満たした船舶)の取扱い、および適用に関する留意点
- 既存優遇税制:軽減税率の変更に関する取扱い

シンガポール内国歳入庁(IRAS)は2024年10月4日に第2の柱(Pillar2)に関するGloBEセーフハーバールールおよび経過措置に関する補助法案を公表しました。IRASは2024年10月4日から10月18日にかけてパブリックコンサルテーションを行い、これらの法案に関する意見を募集しました。

本補助法案における主要規定は下記の通りです。

- GloBEセーフハーバーの適用を受ける場合、トップアップ税額はゼロとみなす
- 移行期間 CbCRセーフハーバーは2026年12月31日以前に開始し、2028年6月30日以前に終了する会計年度に限定
- QDMTTセーフハーバーに関する取扱いはMTTにのみ適用
- 簡素な計算によるセーフハーバーの適用に関する規定
- 経過措置により、適用初年度前に計上された繰延税金資産および繰延税金負債は調整後法人税等調整額の計算目的で使用可能
- 他国でのGloBEルール導入時期に応じたDTT計算目的の適用初年度の更新

オーストラリア

Monthly Tax Update October



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

ATOがトップ100およびトップ1,000の調査結果レポートを発表

ATO(オーストラリア税務局)は、2024年6月30日までに完了した所得税および物品・サービス税(GST)のアシュアランスプログラムレビューに関する以下の公開レポートを発表しました。

- トップ100の所得税およびGST
- トップ1,000の所得税およびGST

外国居住者のキャピタルゲイン源泉徴収制度の改正

外国居住者のキャピタルゲイン源泉徴収(FRCGW)制度により、外国居住者の売主から特定のオーストラリア不動産および関連する持分を購入する際に、購入者に非最終的な源泉徴収義務が課されることとされています。2024年9月12日に議会に提出された「[Treasury Laws Amendment \(2024 Tax and Other Measures No. 1\) Bill 2024](#)」において、2023-24年中期経済財政見通し(MYEFO)の措置を実施するための他の法案と共に、当該FRCGW制度の改正案の内容(税率の引き上げ、閾値の撤廃)が含まれています。

債務控除創出ルールおよびDivision7Aのアレンジメント

オーストラリア税務局(ATO)は、私有企業および個人所有のグループに対する債務控除創出ルール(DDCR)の適用に関する解説をウェブサイトに公開しました。

ATOがロイヤルティおよびソフトウェアに関するPCGを発行予定

ATOは、ロイヤルティに係る源泉徴収税のリスクがソフトウェアのアレンジメントに関連して存在する場合に、ATOがどの点にコンプライアンスリソースを集中させる可能性が高いかを納税者が理解するためのガイドラインとして、実務的コンプライアンスガイドライン(PCG)の草案を発行する予定であることを確認しました。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

最新の税務動向を踏まえたERP導入検討のポイント

多くの企業がSAP S/4HANAへの移行プロジェクトを進める中で、複雑化する税務論点への対応や、税務業務の効率化といった観点が重視されるようになり、ERP導入・刷新プロジェクトとして捉えることが重要になっています。本セミナーでは、ERP導入・刷新プロジェクトにおいて典型的な論点となり得る、電子インボイスや移転価格税制などの対応を具体的な事例として取り上げ、制度の概要や、システム導入において留意すべき点について解説します。

配信期間：2024年11月11日(月)～2025年2月10日(月)

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1241111.html>

企業価値向上に向けた財務・非財務インパクトの測定－大規模パネルデータを用いた投資家視点の分析－

欧米主要国と比べた国内の株価水準の低さが大きな課題として認識される中、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、日本企業は財務・非財務を統合した持続的な企業価値の創造が求められています。

PwC Japan有限責任監査法人では、2,000社超の上場企業の過去10年にわたるデータから構成される大規模パネルデータを用いた統計分析に基づき、企業の財務・非財務要因が資本市場を通じて企業(株主)価値に与える影響を定量的に把握した上で可視化しています。この分析結果に基づいて企業価値向上の観点から改善点を明示し、クライアント企業の経営課題の解決や企業価値の向上を支援します。本ウェビナーでは、私たちが提供するソリューションの概要をご紹介するとともに、分析結果に基づき、経営課題の解決や株主価値の向上に貢献するアプローチについて解説します。

配信期間：2024年9月12日(木)～12月20日(金)

配信方法：オンデマンド配信

詳細および登録リンク：<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1240912.html>

各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

PwC税理士法人(日本) 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

PwCインドネシア 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹
問い合わせ先:id_jbd@pwc.com

PwCタイ 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦
問い合わせ先:th_jbd@pwc.com

PwCベトナム 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之
問い合わせ先:vn_jbn@pwc.com

PwCフィリピン 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔
問い合わせ先:ph_jbd@pwc.com

PwCマレーシア 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子
問い合わせ先:my_pwc_japandesk@pwc.com

PwCシンガポール ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄
問い合わせ先:sg_japan_desk_tax@pwc.com

PwCオーストラリア 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将
問い合わせ先:au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.